

桜川市理解促進研修・啓発事業に伴う
障害者就労施設等からの物品等の調達方針について

- ① 桜川市理解促進研修・啓発事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、物品又は役務（以下、「物品等」という。）を調達する際には、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、市内の障害者就労施設等（以下、「市内施設」という。）で就労する障害者の自立の促進に資するため、市内施設から調達するよう努めます。
- ② 物品等の調達方法について、以下のように進めます。
 - （１）市は事業予定（予算等）について市内施設と共有を図る。
 - （２）市内施設は市の事業予定に沿った物品等の提供が可能な場合、市に申し出る。（当該年度の〇月〇日まで）
申出書には見積書を添付すること。
 - （３）市は申し出のあった市内施設から物品等を選定し、事業実施方法を計画する。必要に応じて選定された市内施設と協議し事業計画を決定する。
 - （４）市は申し出のあった市内施設から物品等の提供を受け、事業を実施する。
- ③ 留意点
 - （１）物品等は予算の範囲内で調達します。
 - （２）申し出がない、又は調達することが困難な場合、市内施設以外から調達する場合があります。
 - （３）物品等は事業の目的に沿ったものかつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律の趣旨に沿ったものとしてください。
 - （４）物品等の内容・数量等について、市と協議が必要です。
 - （５）物品等の選定、契約事務等は市の契約規定に準じて実施します。